

専決処分事項の指定について

(平成11年8月31日 議決)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 議会の議決のあった工事又は製造の請負契約について、契約金額の5パーセント以内の変更をすること。ただし、その額は、500万円を限度とする。
- 2 1件50万円以下の事件に関し、広域連合が当事者である和解をすること。
- 3 法律上広域連合の義務に属する損害賠償で、その額が1件50万円以下のものの額を定めること。